

(公印省略)

2 福介連監指第 40 号  
令和 2 年 4 月 22 日

各日常生活支援総合事業所 管理者 様  
各市町村地域包括支援センター管理者 様  
各市町村介護保険担当課長 様  
各支部事務長 様

福岡県介護保険広域連合  
事 務 局 長

新型コロナウイルス感染症に係る日常生活支援総合事業（訪問型サービス（A2、A3）、通所型サービス（A5、A6））の報酬の考え方について（第 2 報）

新型コロナウイルス感染症に係る当広域連合における日常生活支援総合事業の報酬の考え方については、「新型コロナウイルス感染症に係る日常生活支援総合事業（訪問型サービス（A2、A3）、通所型サービス（A5、A6））の報酬の考え方について（通知）」（令和 2 年 4 月 16 日付 2 福介連監指第 33 号）にてお知らせしています。

本日、下記のとおり日常生活支援総合事業（訪問型サービス（A2、A3）、通所型サービス（A5、A6））の報酬の考え方について追加して運用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、この通知において追加された日常生活支援総合事業の考え方についても、令和 2 年 4 月サービス提供分以降からの運用にすることとしますのでお知らせいたします。

また、本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には改めてお知らせします。

#### 記

- 1 日常生活支援総合事業（訪問型サービス（A2、A3）、通所型サービス（A5、A6）以下「日常生活支援総合事業」という。）のサービス提供を行っている事業所において、月途中で新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、利用者からの申出によりサービスの提供を行うことができなくなった場合、当該利用者が最後にサービスを利用した日の次のサービス提供予定日の前日まで日割りで請求を行うこととする。

ただし、当該月においてサービス提供が1回もない場合は報酬の算定を行わない。

- 2 日常生活支援総合事業の事業所において、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、利用者からの申出により計画通りのサービス提供を行うことができなくなった場合において、定期的な頻度及び不定期な頻度でサービス提供を行なえなかった場合は介護予防計画に基づき月額報酬により算定する。

ただし、上記のうち定期的な頻度でサービス提供を行うことができなくなった場合においては、翌月からは介護予防計画の変更（事後による計画変更でも構わないが作成はしなければならない）を行うとともに、それに基づき月額報酬により算定する。

このような場合において、日常生活支援総合事業のうち、通所型独自サービス事業の報酬及び緩和基準サービス事業（通所型サービスA及び訪問型サービスA）の報酬については、報酬単価の変更はしない。

**【ただし書きの例】**

訪問型独自サービスⅡを利用していた者の利用が週2回のサービス提供から週1回のサービス提供になる等、定期的な頻度でサービスの提供を減じて行うこととなった場合は、翌月から介護予防計画の変更を行うとともに、訪問型独自サービスⅠで請求する等により対応する。

- 3 利用者が、広域連合外の日常生活支援総合事業の事業所を利用している場合についての報酬算定については、当広域連合における日常生活支援総合事業の報酬の考え方で算定する。

ただし、利用者において生活の拠点が遠方であり、遠隔地にある居宅介護支援事業所等に委託を行っている利用者等（住所地特例者含む）については、委託先の考え方のもと請求を行うこととする。

- 4 日常生活支援総合事業のサービス提供を行っている通所型サービス事業所等において、月途中で新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するために、一時的に事業所全体のサービスの休止等を行ったことによりサービスの提供を行うことができなくなった場合の代替として、既に計画上サービス提供を行うこととされていた訪問型サービス事業所が、当初計画されていたサービスに上乘せしてサービス提供を行った場合は、以下の例示等により算定上乘せして請求を行うことも可能とする。

なお、緩和基準サービス（通所型サービスA及び訪問型サービスA）の報酬

については、報酬単価の変更はしない。

**【例】**

通所型独自サービスを利用していた者が、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、何かしらの理由で計画通りのサービス提供を行うことができなくなった場合の代替として、既に計画上週 1 回のサービス提供を行うこととされていた訪問型サービス事業所が、当初計画されていたサービスに上乘せして週 2 回のサービス提供を行った場合は、訪問型独自サービスⅠから訪問型独自サービスⅡに変更して請求する。

**【例において日割が発生する場合】**

この際の代替としてサービスの上乗せを行った訪問型サービス事業所の報酬の計算について月の途中で変更となった場合は、何かしらの理由で計画通りのサービスの提供を行うことができなくなった通所型独自サービス事業所の最後の算定日までを訪問型独自サービスⅠの日割で計算し、翌日から訪問型独自サービスⅡの日割で計算する。

**【その他当該上乘せができない事例】**

また、上位の単位にて報酬請求が不可能な報酬については（既に訪問型独自サービスⅢで算定を行っている、要支援 1 の利用者で既に訪問型独自サービスⅡで算定を行っている等）、計画通り請求することとする。

- 5 日常生活支援総合事業のうち通所系サービス事業所において、事業所での新型コロナウイルス感染症予防を目的として、事前に利用者等や介護支援専門員等と協議した上で、週 1 回の利用を隔週 1 回に変更し、サービスを提供しない週において通所系サービス事業所が、「健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービス提供内容や頻度等」について、電話等により確認した場合、サービス提供を行ったとみなし月額報酬により算定する。

**【問い合わせ先】**

福岡県介護保険広域連合事業課

(係名：電話番号)

給付係：092-981-9073

監査指導係：092-981-9075

指定係：092-981-9074